USPTO、商標の審査期間短縮に関する状況を報告

2026年5月7日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2026年度上半期を終え、ここまでの商標審査の状況について相次いで報告[1,2]した。

USPTOによれば、3月に発出された一次審査結果通知（FA）件数（区分数）は103,730件に上り、1カ月間の件数として初めて10万件を超えた。
加えて、2026年度上半期において、商標出願件数（区分数）は431,734件と前年度に比べて約7%増加している一方で、FA期間は4.45月に、最終処分までの期間についても10.3月まで短縮した。

商標のFA期間・最終処分までの期間、一次審査待ち件数の推移[3]
（2025年度以降：四半期ごと）

時期	FA期間	最終処分までの期間	一次審査待ち件数[4]
2025年度Q1	6.1月	12.7月	440,000件
2025年度Q2	6.0月	12.4月	411,318件
2025年度Q3	5.9月	12.0月	370,548件
2025年度Q4	5.6月	11.7月	346,378件
2026年度Q1	4.5月	10.3月	337,703件
2026年度Q2	4.45月	10.3月	312,108件

USPTOは、FA期間4月、最終処分までの期間9月への短縮を2028年度までの目標として掲げているが、このペースで審査の促進を図ることにより目標を達成できる見込みであると説明している。

また、実体審査以外においても増大する業務量への対処・効率化に向けて、商標の使用宣誓書（Statement of Use）の担当審査官への割当てに関する自動化ツールの採用、優先権主張のための認証謄本の早期発行プロセスの導入などを進めているほか、職員の追加的な採用も行うとUSPTOは説明している。

（以上）

---

[1] March sets record for Trademarks first action output as filings rise and inventory declines (Apr.23, 2026)
[2] Reducing trademark pendency, improving processing (May.5, 2026)
[3] https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/
[4] 新規商標出願のうち、FAがなされていない出願件数（区分数）。